

仕 様 書

本件に関する業務内容、その他必要事項については、本仕様書（以下「仕様書」という。）によることとし、仕様書に定めのない事項は、当所と協議の上、当該業務を完遂するものとする。

また、受注者は、当該業務の履行に際し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」及び関係法令（以下「法令等」という。）を遵守しなければならない。

1. 件名及び数量 廃薬品等処理委託業務 一式（別紙のとおり）
2. 履行期限 令和 9 年 3 月 1 2 日（金）まで
3. 排出場所 国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林総合研究所四国支所
（高知市朝倉西町二丁目 915 番地）
4. 業務目的 当該業務の履行にあたっては、法令等を遵守し、当所で生じた廃薬品等の適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等を行うことにより、執務環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として実施する。
5. 支払時期等 支払は、業務完了後の後払とする。
なお、受注者は、業務完了後、速やかに適法な請求書を当所へ提出しなければならない。
6. その他留意事項
 1. 業務体制等
受注者は、業務の履行に必要な許可証を有し、適任な従事者を厳選すると共に、一切の責任を負うものとする。

特に、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」に基づき、環境配慮への取組を積極的に行うと共に、優良基準に適合していることが望ましい。

なお、業務の完了報告は、マニフェスト E 票または電子マニフェストの交付をもって代えることができる。

また、各事業者は、法令等に定める送付期限内にマニフェストを交付すると共に、その記載内容等を確認の上、5 年間保存しなければならない。

2. 経費負担

契約及び履行に際し、必要となる経費は、すべて受注者の負担とする。

3. 注意事項

(1) 受注者は、「労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）」及び関係法令を遵守し、従事者への安全教育はもとより、従事者の安全確保に万全を期す等、厳格な作業管理に努めること。

(2) 従事者は、業務目的を十分理解した上で、仕様書等に基づき、職員の執務を妨げないように、誠実且つ効率的な作業に努めること。

特に、盗難・火気の使用・騒音の発生・出入口の戸締まり等に注意し、作業終了の際は、速やかに消灯すること。

なお、作業中、建物及び設備品等を滅失又は棄損した場合、若しくは、その破損等を発見した場合は、遅滞なく当所に連絡すること。

また、書類の閲覧等、施設内での背任行為を禁止するとともに、業務上知り得た事項を第三者に漏洩し、又は他の目的に使用してはならない。